- ○工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法第43条)に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- ○工事計画認可申請書は、申請者氏名・名称、工事計画(基本設計方針、機器の仕様等を記載する要目表、品質管理方法)、工事工程表、変更の理由、および各機器の詳細な内容を記載した添付書類(添付資料、添付図面)で構成。
- ◆平成25年7月8日「高浜発電所3、4号機工事計画認可を申請」(約3,000ページ)
- ○平成25年7月8日に新規制基準が施行されたことに伴い、重大事故に対処するために使用する設備(SA設備)について、新設の約40設備を申請。
- ○耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動Ss(550ガル)による評価を行い、その結果を反映。
- ◆平成25年8月5日「高浜発電所3、4号機工事計画認可を追加申請」(約5,400ページ)
- ○既設のSA設備及び設計基準事故に対処するために使用する設備(DB設備)について、約60設備を追加申請。
- ○耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動Ss(550ガル)による評価を行い、その結果を反映。
- ◆平成27年2月2日「高浜発電所3、4号機工事計画認可申請補正書の提出」(約82,000ページ)
- ○原子炉設置変更許可申請の補正書の内容や審査会合等の結果を反映した設備の詳細設計の見直 しを行い、SA設備(既設・新設)およびDB設備について、各設備の詳細設計を追加・修正 し、補正申請。(約420設備:既に申請している約100設備含む。)
- ○耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動Ss(700ガル)による評価を行い、その結果を反映。
- ◆平成27年4月15日「高浜発電所3、4号機工事計画認可申請補正書の再提出」(約86,000ページ)
- ○先行プラントの審査結果を踏まえ、申請書の記載内容や耐震評価等に関する資料の充実等を行い、補正申請。(約440設備:既に申請している約420設備を含む)
- ◆平成27年7月16日「高浜発電所3号機工事計画認可申請補正書の再提出」(約45,000ページ)
- ○その後(4月15日以降)の審査会合等の結果を踏まえ、高浜発電所3号機および共用設備のうち3号機に分類した設備について、申請書の記載内容の充実等を行い、工事計画認可申請の補正書を再提出。(補正書の「申請範囲」の部分には、3号機の設備および3、4号機の共用設備である約440設備を記載し提出しているが、3号機の工事計画認可の対象設備数は、4号機に分類した共用設備を除く約410設備)
- ◆平成27年7月28日「高浜発電所3号機工事計画認可申請補正書の再提出」(約2,200ページ)
- ○自主的に申請書全般について確認し、記載内容の適正化や誤字の修正およびさらなる安全性向 上の観点から新たに取り組む耐震裕度向上工事の実施に伴う記載内容の充実を行い、これらを 反映した工事計画認可申請の補正書を再提出
- ◆平成27年8月4日 高浜発電所3号機の工事計画認可
- ◆平成27年9月29日「高浜発電所4号機工事計画認可申請の補正書の再提出」

(約41,000ページ)

〇4月15日申請以降の審査結果を踏まえ、<u>高浜発電所4号機および共用設備のうち4号機に分類した設備*について、申請書の記載内容の充実等を行い、工事計画認可申請の補正書を再提出</u>。(補正書の「申請範囲」の部分には、4号機の設備および3、4号機の共用設備である約440設備を記載し申請しているが、その内、4号機の設備数は、4号機の設備(約280設備)および4号機に分類した共用設備(約30設備)の約310設備である)

※使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱建屋クレーン、使用済燃料ピットAエリア・Bエリア、使用済燃料ラックAエリア・Bエリア、破損燃料保管容器ラック、C使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ、ディーゼル発電機内燃機関、調速装置、非常調速装置、シリンダ冷却水ポンプ、空気だめ、安全弁、燃料油サービスタンク、燃料油移送ポンプ、燃料油貯油そう、主配管、ディーゼル発電機、ディーゼル発電機励磁装置、ディーゼル発電機保護継電装置、原子炉補助建屋・燃料取扱建屋、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号機放水ピット止水板(角落し部)、1号及び2号機放水ピット止水板(循環水管部)